平成２５年（フ）第１７号
宮城県気仙沼市田中42番地
債務者　田中　勝子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１７１号
埼玉県桶川市大字下日出谷56番地の10　メゾン・デ・幸Ｂ―201号
債務者　一宮　美香
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
さいたま市見沼区東大宮５丁目29番地７　ＭＫマンション201、旧住所さいたま市北区日進町１丁目690番地３　カムヒルサイド201号
債務者　北澤　智江
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
埼玉県桶川市大字坂田1356番地の10
債務者　小用祐次郎
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
さいたま市中央区下落合５丁目19番７―306号
債務者　石井　晴美
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
埼玉県川口市戸塚鋏町13番６号　パークハイム101号
債務者　今井　義光
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
埼玉県春日部市西金野井1593番地６
債務者　飯田多美子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
福岡県大牟田市樋口町４番地４
債務者　田ノ上育代
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４３４号
札幌市白石区北郷３条４丁目10番30号　クリスタルハイツ北郷202号
債務者　中嶋　一郎
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６７号
札幌市北区北33条西６丁目２番15―205号
債務者　丸山　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０４号
札幌市北区北27条西２丁目３番２号　フェリーチェ27―201号
債務者　村本　俊哉
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６０５号
北海道千歳市みどり台南３丁目14番７号
債務者　本永　栄子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１４号
札幌市南区真駒内本町３丁目５番14―302号
債務者　土門　浩一
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６１９号
札幌市東区北33条東５丁目２番13号　コーポレート335―103号
債務者　櫻屋敷　勉
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７４号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７―810号
債務者　笹原　理子（旧姓小堀）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９６号
札幌市白石区本郷通12丁目南４番13号　オクファーストレジデンス402号
債務者　藤井　瑞恵
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９８号
札幌市中央区南１条西21丁目１番５号　ピュアネス裏参道406号
債務者　小野崎光子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０９号
札幌市手稲区新発寒４条５丁目４番５号
債務者　大竹比佐志
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部